

公費負担の手引き

(自動車、ポスター及びビラ)

はじめに

この手引きは、上三川町議会議員選挙及び上三川町長選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成に係る経費の公費負担を受ける場合の手続について記述したものです。

目 次

1 公費負担制度とは	1
2 公費負担の種類	1
3 対象となる候補者	1
4 公費負担の限度額	2
5 諸手続	3
(1) 契約締結と契約届出	3
(2) 確認申請	3
(3) 使用（作成）証明書の交付	4
(4) 費用の請求	4
・公費負担手続きの全体イメージ	5
・選挙運動用自動車（ハイヤー・タクシー）	6
・選挙運動用自動車の借入れ（ハイヤー・タクシー以外）	9
・選挙運動用自動車の燃料代（ハイヤー・タクシー以外）	12
・選挙運動用自動車の運転手（ハイヤー・タクシー以外）	15
・選挙運動用ポスターの作成	18
・選挙運動用ビラの作成	21
6 書類の提出期日一覧	24

1 公費負担制度とは

公費負担制度とは、国又は地方公共団体がその費用を負担して候補者の選挙運動を行い若しくは選挙を行うに当たり便宜を供与し、候補者の選挙運動の費用を負担する制度です。

上三川町においては、候補者と契約事業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ポスターの作成」及び「選挙運動用ビラの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、町が各契約事業者等に直接その費用を支払うものです。

2 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、公職選挙法、条例、規程等で上限額等の基準が定められています。公費負担の対象となるものは以下の3つです。

(1) 選挙運動用の自動車の使用（公職選挙法第141条）

ア 一般運送契約（ハイヤー方式）

⇒ 一般乗用旅客自動車運送事業者（ハイヤー等）との契約で選挙運動期間中5日間分の雇上料金が対象

イ その他の契約（個別の契約）

(ア) 選挙運動期間中5日間分の自動車借入れ（レンタル）代が対象

(イ) 選挙運動期間中5日間分の運転手の雇用が対象

(ウ) 選挙運動期間中5日間分の燃料代が対象

※ 候補者が、アとイのどちらかの契約方式を選択します。

(2) 選挙運動用のポスターの作成（公職選挙法第143条第1項第5号）

候補者が作成するポスターのうち、作成単価限度額（4,996円）以内で作成した作成限度内（71枚＝ポスター掲示場の数）の枚数分の作成費が公費負担対象

(3) 選挙運動用のビラの作成（公職選挙法第142条第1項第6号）

候補者が作成するビラのうち、作成単価限度額（7円73銭）以内で作成した、限度内（2種類以内）の枚数分の作成費が公費負担対象

※ 上限額を定額で交付するのではなく、上限額の範囲内で実際に要した費用を交付する制度です。

3 対象となる候補者

この公費負担制度においては、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。供託物を没収される候補者については、全て自己負担となります。

供託物没収点

- 1 町長選挙の場合 $\text{供託物没収点} = \text{有効投票総数} \times 1 / 10$
- 2 町議会議員選挙の場合 $\text{供託物没収点} = \text{有効投票総数} \div \text{議員定数}(14) \times 1 / 10$

4 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

区分及び契約の相手方		公費負担の対象	公費負担の限度額	備考	
選挙運動用自動車の使用	1 一般運送契約(ハイヤー方式) ・一般乗用旅客自動車運送事業者 ※タクシー、ハイヤー事業者	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日について1台に限る)	1日 64,500円×5日 =322,500円	1の契約と1に掲げる以外の契約は選択	
	1 に掲げる契約以外の契約の場合	(1) 自動車の借入れ契約 ・レンタカー事業者又は個人等との契約になります。 ・個人との契約の場合、候補者と生計を一つにする親族とは契約できません。	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日について1台に限る)		1日 16,100円×5日 =80,500円
	(2) 燃料の供給契約 ・燃料供給事業者との契約となります。	選挙運動用自動車(1台)に供給した燃料の代金(代替車含む)	1日 7,700円×5日 =38,500円		
	(3) 運転手の雇用契約 ・個人との契約に限ります。複数の運転手と契約することもできます。 ・候補者と生計を一つにする親族とは契約できません。	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日の報酬の合計額 (1日について1人に限る)	1日 12,500円×5日 =62,500円		

※1 一般運送契約(ハイヤー方式)とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。燃料代及び運転手雇用の公費負担制度を併用することはできません。

※2 最大で1日当たりの限度額に告示日から選挙期日の前日までの5日間分を公費で負担します。なお、選挙が無投票となった場合は、届出日(告示日)1日のみが対象になります。

(2) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担額	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と(1)の少ない方の額) × (作成枚数と(2)の少ない方の枚数)	$541円31銭 \times 71枚 + 316,250円$ 71箇所(ポスター掲示場数) =4,996円・・・(1)	71枚・・・(2) (ポスター掲示場数=71箇所)

※1 契約の相手方は「ポスター作成事業者(ポスターの作成を業とする者)」です。

※2 (1)上限額以内単価(4,996円)に(2)枚数の上限枚数以内(71枚)を乗じた金額が公費負担の限度額となります。(354,716円)

【例1】選挙運動用ポスター200枚の作成を100万円で契約した場合

1枚当たりの作成単価は、1,000,000円÷200枚=5,000円になります。この場合は、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、 $4,996円 \times 71枚 = 354,716円$ が公費負担の対象となります。この額を超える分645,284円は候補者の負担になります。

【例2】選挙運動用ポスター200枚の作成を30万円で契約した場合

1枚当たりの作成単価は、300,000円÷200枚=1,500円になります。この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、 $1,500円 \times 71枚 = 106,500円$ が公費負担の対象となります。この額を超える分193,500円は候補者の負担になります。

(3) 選挙運動用ビラの作成

公費負担の対象	(1) 単価の上限	(2) 枚数の上限
(作成単価と(1)の少ない方の額) × (作成枚数と(2)の少ない方の枚数)	7円73銭 (1枚当たり)	5,000枚(町長) 1,600枚(町議会議員)

【例1】町議会議員選挙運動用ビラ6,000枚の作成を39,000円で契約した場合

1枚当たりの作成単価は、 $39,000円 \div 6,000枚 = 6円50銭$ になります。この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため
 $6円50銭 \times 1,600枚 = 10,400円$ が公費負担の対象となります。この額を超える分28,600円は候補者の負担になります。

【例2】町議会議員選挙運動用ビラ1,000枚の作成を8,000円で契約した場合

1枚当たりの作成単価は、 $8,000円 \div 1,000枚 = 8円00銭$ になります。この場合は、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため
 $7円73銭 \times 1,000枚 = 7,730円$ が公費負担の対象となります。この額を超える分270円は候補者の負担になります。

5 諸手続

(1) 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各事業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

ア 届出先：上三川町選挙管理委員会

イ 届出期日：契約が立候補届出の前の場合 ⇒ 告示日(立候補届出の時)
 : 契約が立候補届出の後の場合 ⇒ 契約締結後直ちに

ウ 添付書類：各事業者等との契約書の写し

【留意事項】

- ・「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、(1)自動車の借入れ、(2)燃料代、(3)運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。
- ・契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限ります。

(2) 確認申請

下記アについては、公費負担の適用を受けようとする場合は、確認申請が必要です。

ア 確認申請が必要なもの

(ア) 選挙運動用自動車の燃料代：金額の制限範囲内であることの確認

(イ) 選挙運動用ポスターの作成：作成限度枚数(掲示場数)内での確認

(ウ) 選挙運動用ビラの作成：作成限度枚数の確認

イ 確認申請の方法

(ア) 確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。

(イ) 確認申請書には、すでに確認を受けた金額(枚数)を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。

(ウ) 確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

ウ 確認申請書の提出先：上三川町選挙管理委員会

エ 確認書の交付

(ア) 申請に基づき選挙管理委員会から確認書を交付します。

(イ) 交付を受けた確認書は、直ちに事業者へ提出してください。

(ウ) 事業者等が、代金を請求する際の請求書に確認書の添付が必要となります。

(3) 使用（作成）証明書の交付

上記(1)の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した事業者ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、契約事業者等に交付（1部）しなければなりません。なお、この「使用（作成）証明書」は、契約事業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(4) 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した事業者等からの請求に基づき、町が事業者等に直接支払います。ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

ア 請求する際に必要な提出書類

区分		必要書類
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車 運送事業者との契約 による場合 (ハイヤー・タクシー)	(1)請求書【別記様式第13号】 (2)請求内訳書【別記様式第13号(別紙)その1】 (3)選挙運動用自動車使用証明書【別記様式第10号(その1)】
	上記以外の契約による場合 自動車の借入れ	(1)請求書【別記様式第13号】 (2)請求内訳書【別記様式第13号(別紙)その2】※自動車の借入れ (3)選挙運動用自動車使用証明書【別記様式第10号(その1)】
	燃料代	(1)請求書【別記様式第13号】 ※ 別記様式第13号備考欄に規定される事項が記載されている書類を添付してください。 (2)請求内訳書【別記様式第13号(別紙)その2】※燃料代 (3)選挙運動用自動車使用証明書【別記様式第10号(その2)】 (4)選挙運動用自動車燃料代確認書【別記様式第7号】
	運転手の雇用	(1)請求書【別記様式第13号】 (2)請求内訳書【別記様式第13号別紙(その2)】※運転手 (3)選挙運動用自動車使用証明書【別記様式第10号(その3)】
選挙運動用ポスターの作成		(1)請求書【別記様式第15号】 (2)請求内訳書【別記様式第15号(別紙)】 (3)選挙運動用ポスター作成証明書【別記様式第12号】 (4)選挙運動用ポスター作成枚数確認書【別記様式第9号】
選挙運動用ビラの作成		(1)請求書【別記様式第14号】 (2)請求内訳書【別記様式第14号(別紙)】 (3)選挙運動用ビラ作成証明書【別記様式第11号】 (4)選挙運動用ビラ作成枚数確認書【別記様式第8号】

イ 請求書の提出の際の注意

(ア) 支払方法は口座振込みで行いますので、振込先は正確に記入してください。

(イ) 請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。

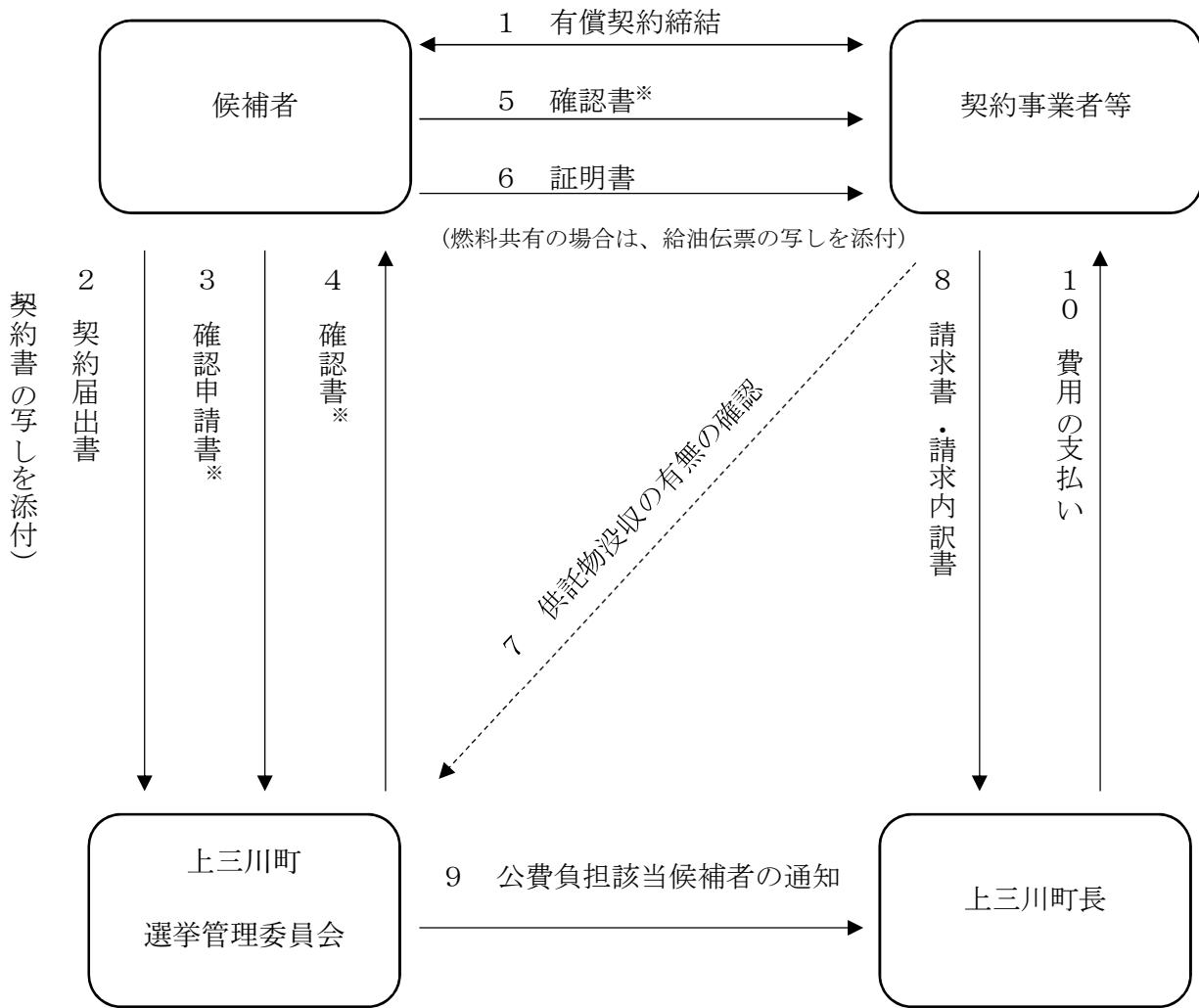
ウ 請求書の提出先

上三川町しらさぎ一丁目1番地

上三川町選挙管理委員会

TEL：0285-56-9116

公費負担手続きの全体イメージ



注 ※印の手続きは、燃料供給契約並びにビラ及びポスター作成契約の場合のみ必要となります。

..

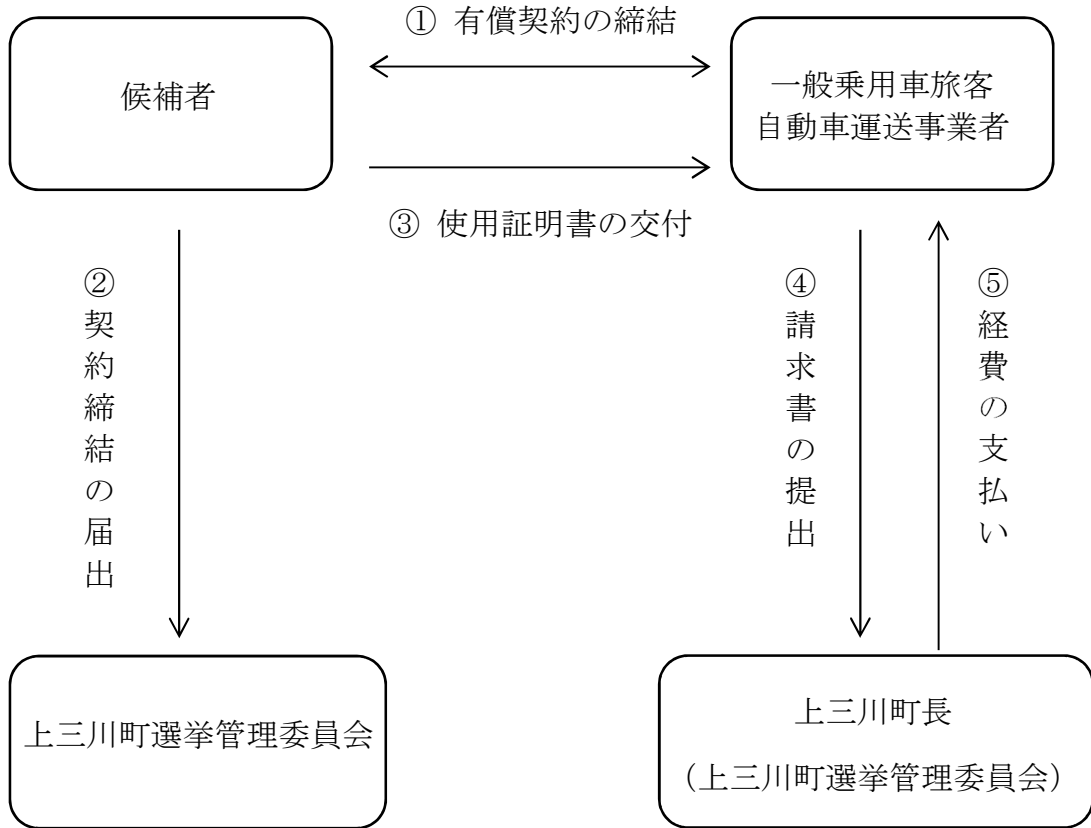
選挙運動用自動車（ハイヤー・タクシー）

選挙運動用自動車の使用【ハイヤー・タクシー】
(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合)

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

様式名	チェック
1 契約書の写し	
2 選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【別記様式第1号(第2条関係)】	
3 選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【別記様式第10号(その1)(第5条関係)】	
4 請求書(選挙運動用自動車の使用) 【別記様式第13号(第6条関係)】	
5 請求内訳書 【別記様式第13号(別紙)その1】	

選挙運動用自動車の使用
(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約)
 ※ハイヤー・タクシーの借上げ



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と事業者)	選挙運動用自動車運送契約書 (契約に関する書面)	
②	(1)の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【別記様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【別記様式第10号(その1)】	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒町長)	・請求書(選挙運動用自動車の使用) 【別記様式第13号】 ・請求内訳書 【別記様式第13号(別紙)その1】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒事業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ④の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、上三川町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の借入れ
(ハイヤー・タクシー以外)

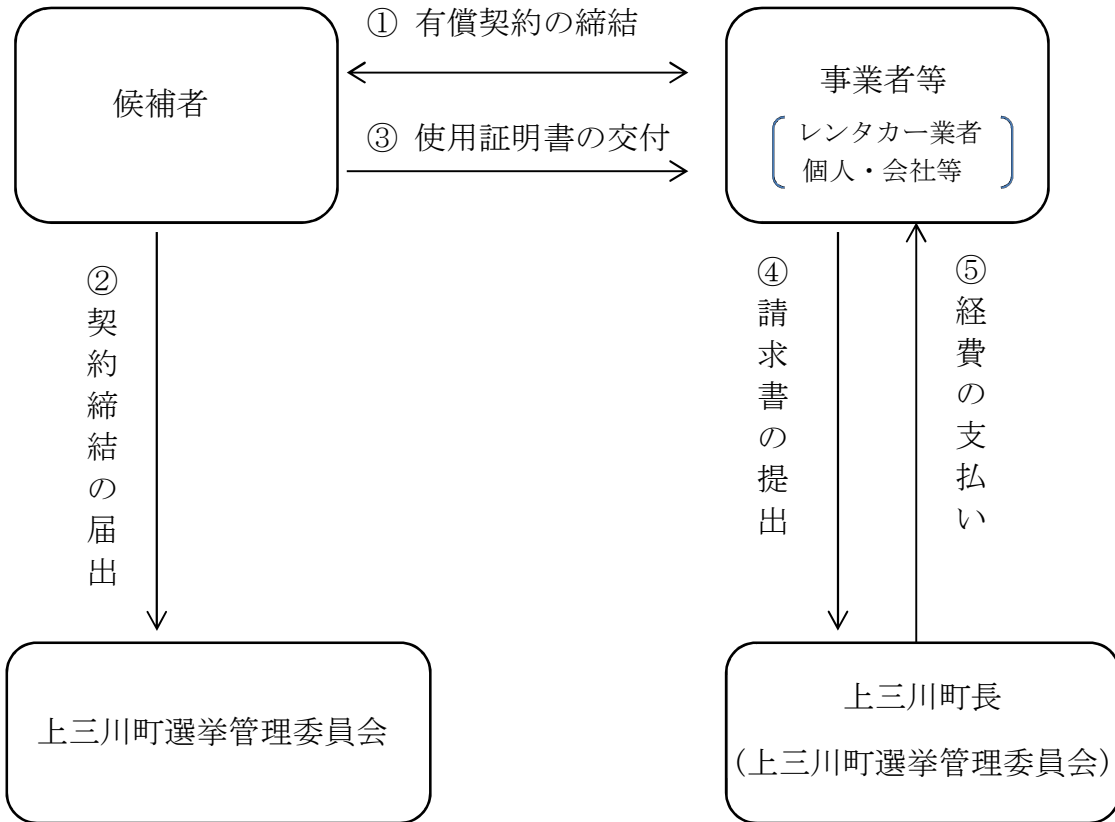
選挙運動用自動車の使用【自動車の借入れ】

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ)

選挙管理委員会へ提出が必要な書類

様式名	チェック
1 契約書の写し	
2 選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【別記様式第1号】	
3 選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【別記様式第10号(その1)】	
4 請求書(選挙運動用自動車の使用) 【別記様式第13号】	
5 請求内訳書 【別記様式第13号(別紙)その2】	

選挙運動用自動車の使用
(自動車の借入れ) ※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と事業者等)	選挙運動用自動車運賃貸借契約書	
②	(1)の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【別記様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒事業者等)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【別記様式第10号(その1)】	
④	請求書の提出 (事業者等⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【別記様式第13号】 請求内訳書 【別記様式第13号(別紙)その2】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒事業者等)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、事業者等は町長へ④の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、上三川町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の燃料代
(ハイヤー・タクシー以外)

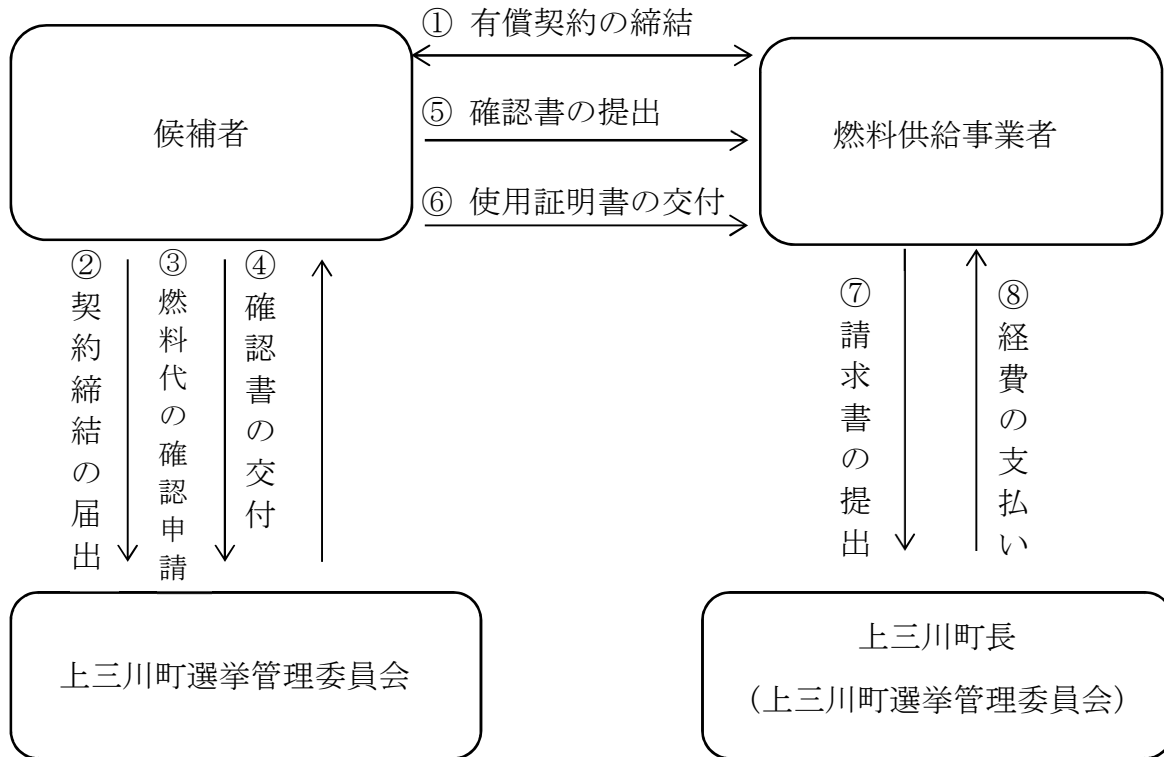
選挙運動用自動車の使用【燃料代】

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代)

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

様式名	チェック
1 契約書の写し	
2 選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【別記様式第1号】	
3 選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【別記様式第4号】	
4 選挙運動用自動車燃料代確認書 【別記様式第7号】	
5 選挙運動用自動車使用証明書(燃料代) 【別記様式第10号(その2)】	
6 請求書(選挙運動用自動車の使用) 【別記様式第13号】	
7 請求内訳書 【別記様式第13号(別紙)その2】	
8 給油伝票の写し	

**選挙運動用自動車の使用
(燃料代)
※個別契約**



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車の燃料供給契約書	
②	(1)の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【別記様式第1号】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【別記様式第4号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書 【別記様式第7号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)	※④で交付した確認書を燃料供給業者へ渡してください。	④の確認書
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料代) 【別記様式第10号(その2)】	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【別記様式第13号】 請求内訳書(その2) 【別記様式第13号(別紙)その2】	<ul style="list-style-type: none"> ・④の確認書 ・⑥の使用証明書 ・給与伝票の写し
⑧	経費の支払 (町長⇒燃料供給業者)		

- 注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給事業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。
2 町長に対する上記の請求については、上三川町選挙管理委員会で受け付けます。

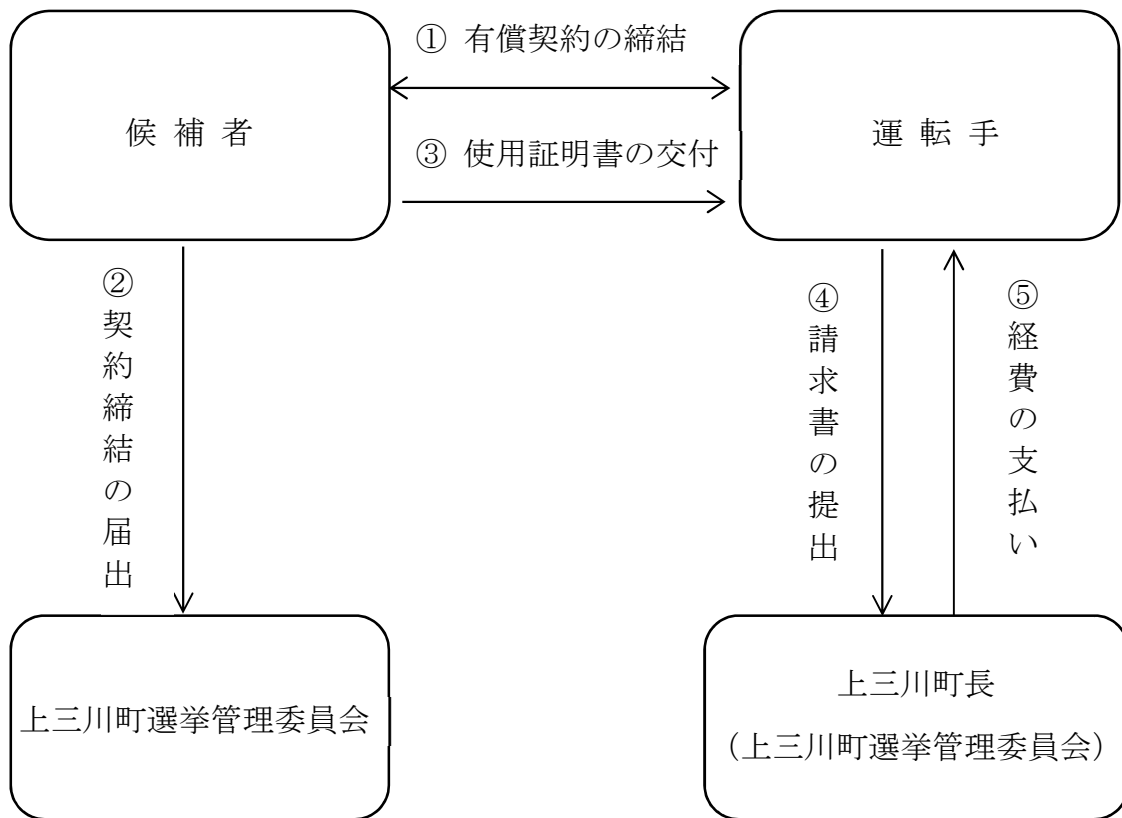
選挙運動用自動車の運転手 (ハイヤー・タクシー以外)

選挙運動用自動車の使用【運転手】

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の雇用)

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

様 式 名	チェック
1 契約書の写し	
2 選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【別記様式第1号】	
3 選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【別記様式第10号（その3）】	
4 請求書（選挙運動用自動車の使用） 【別記様式第13号】	
5 請求内訳書 【別記様式第13号（別紙）その2】	



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手の雇用者)	選挙運動用自動車の運転手の雇用契約書	
②	(1)の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【別記様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【別記様式第10号(その3)】	
④	請求書の提出 (運転手⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【別記様式第13号】 請求内訳書(その2) 【別記様式第13号(別紙)その2】	①の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運転手)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は町長へ④の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、上三川町選挙管理委員会で受け付けます。

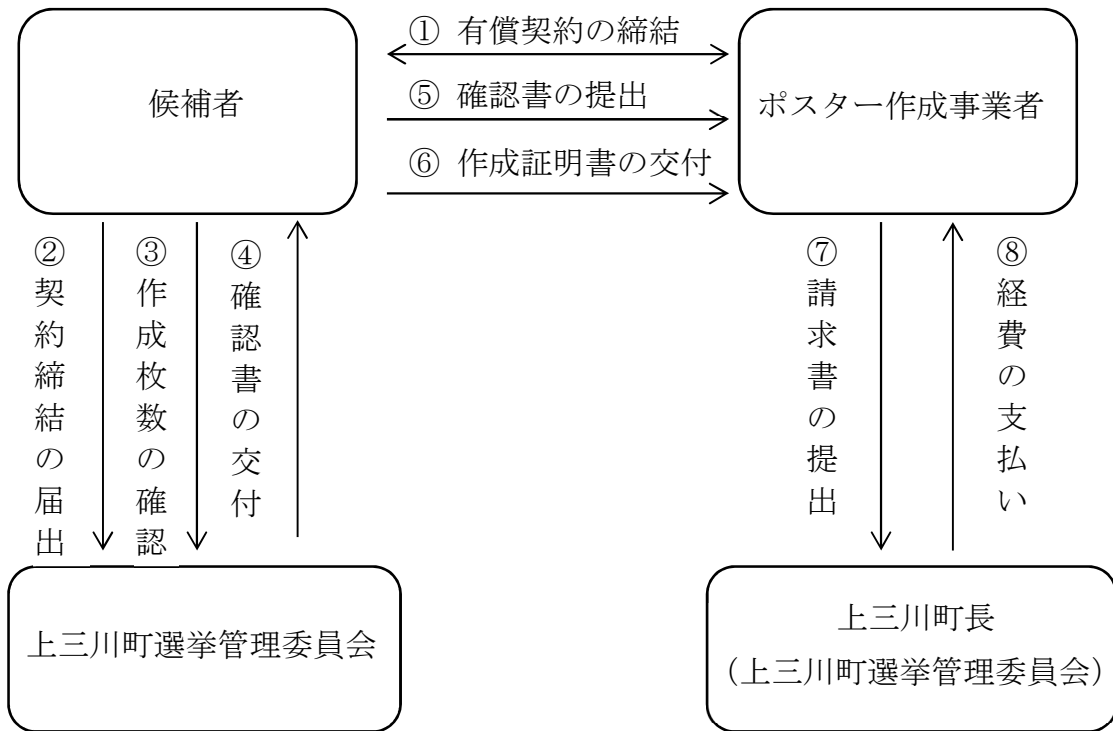
選挙運動用ポスターの作成

選挙運動用ポスターの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

様式名	チェック
1 契約書の写し	
2 選挙運動用ポスター作成契約届出書 【別記様式第3号】	
3 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【別記様式第6号】	
4 選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【別記様式第9号】	
5 選挙運動用ポスター作成証明書 【別記様式第12号】	
6 請求書（選挙運動用ポスターの作成） 【別記様式第15号】	
7 請求内訳書 【別記様式第15号（別紙）】	

選挙運動用ポスターの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書	
②	(1)の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスターの作成契約届出書 【別記様式第3号】	①の契約書写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【別記様式第6号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【別記様式第9号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書 【別記様式第12号】	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒町長)	請求書(選挙運動用ポスターの作成) 【別記様式第15号】 請求内訳書 【別記様式第15号(別紙)】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長⇒ポスター作成事業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成事業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

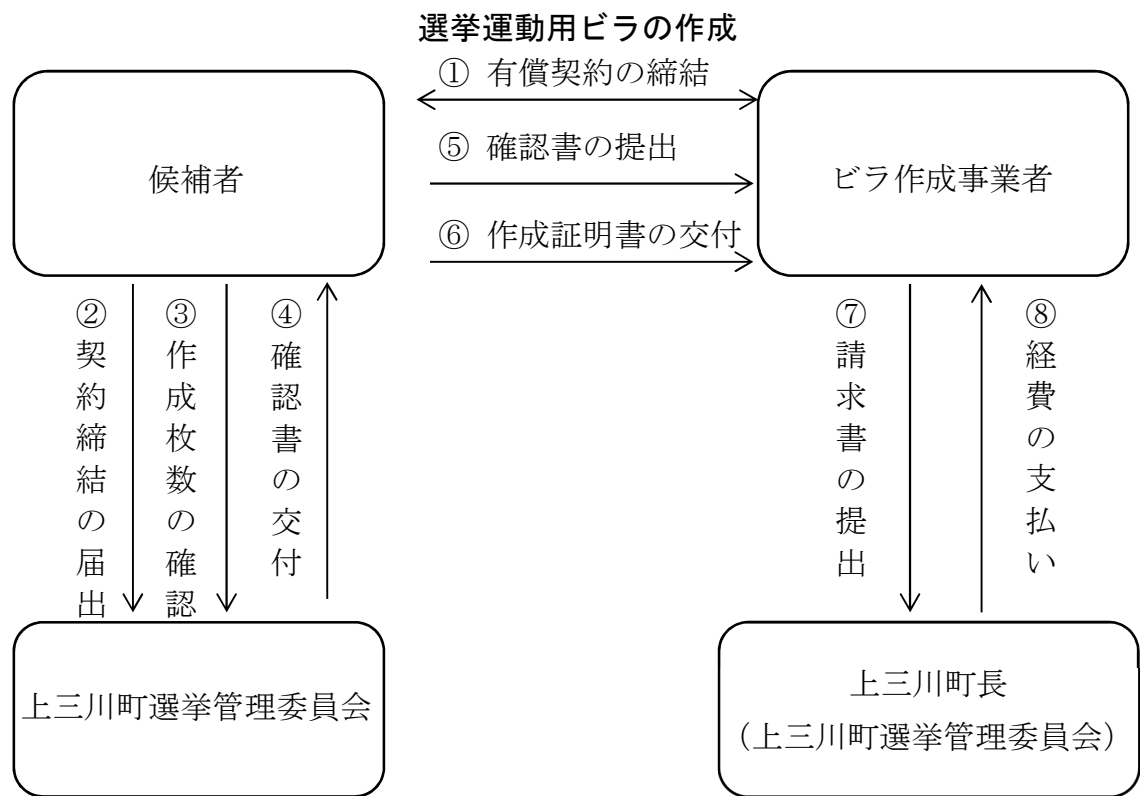
2 町長に対する上記の請求については、上三川町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用ビラの作成

選挙運動用ビラの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

様式名	チェック
1 契約書の写し	
2 選挙運動用ビラ作成契約届出書 【別記様式第2号】	
3 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【別記様式第5号】	
4 選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【別記様式第8号】	
5 選挙運動用ビラ作成証明書 【別記様式第11号】	
6 請求書（選挙運動用ビラの作成） 【別記様式第14号】	
7 請求内訳書 【別記様式第14号（別紙）】	



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書	
②	(1)の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラの作成契約届出書 【別記様式第2号】	①の契約書写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【別記様式第5号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【別記様式第8号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【別記様式第11号】	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒町長)	請求書(選挙運動用ビラの作成) 【別記様式第14号】 請求内訳書 【別記様式第14号(別紙)】	④の確認書 ⑥の作成証明書 作成したビラの見本
⑧	経費の支払 (町長⇒ビラ作成事業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成事業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、上三川町選挙管理委員会で受け付けます。

6 書類の提出期日一覧

区分	書類名	提出期日	書類の流れ	記載例頁		
(1) 選挙運動用自動車の使用	① 一般運送契約	1 契約書（自動車運送） （写）	告示日	○候補者→町選管 ※契約書の写しを添付		
		2 契約届出書				
		3 自動車使用証明書	選挙期間終了後直ちに	○候補者→事業者		
		4 請求書	請求時	○事業者→町長 ※使用証明書を添付		
	② その他の契約	ア 自動車の借入	1 契約書（自動車賃貸） （写）	告示日	○候補者→町選管 ※契約書の写しを添付	
			2 契約届出書			
			3 使用証明書（自動車）	選挙期間終了後直ちに	○候補者→事業者等	
			4 請求書	請求時	○事業者→町長 ※使用証明書を添付	
		イ 運転手の雇用	1 契約書（運転手雇用） （写）	告示日	○候補者→町選管 ※契約書の写しを添付	
			2 契約届出書			
			3 使用証明書（運転手）	選挙期間終了後直ちに	○候補者→運転手	
			4 請求書	請求時	○事業者→町長 ※使用証明書を添付	
		ウ 燃料の供給	1 契約書（燃料供給）（写）	告示日	○候補者→町選管 ※契約書の写しを添付	
			2 契約届出書			
			3 自動車燃料代確認申請書 （自動車燃料代確認書）	選挙期間終了後直ちに ※町選管が交付	○候補者→町選管 ○町選管→候補者→事業者	
			4 使用証明書（燃料）	選挙期間終了後直ちに	○候補者→事業者 ※給油伝票の写しを添付	
	5 請求書		請求時	○事業者→町長 ※確認書・使用証明書・給油伝票の写しを添付		
	(2)(3) 選挙運動用ポスター・ビラ の作成	1 契約書（ポスター・ビラ作成） （写）	告示日	○候補者→町選管 ※契約書の写しを添付		
		2 契約届出書				
		3 ポスター・ビラ作成枚数 確認申請書 （ポスター・ビラ作成枚数確認書）	選挙期間終了後直ちに ※町選管が交付	○候補者→町選管 ○町選管→候補者→作成業者		
4 ポスター・ビラ作成証明書		選挙期間終了後直ちに	○候補者→作成業者			
5 請求書		請求時	○作成業者→町長 ※確認書・作成証明書を添付			